

## 質疑

資格確認方法の変更に伴う  
所要の見直しについて

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。はい。それでは、松本委員、お願ひいたします。

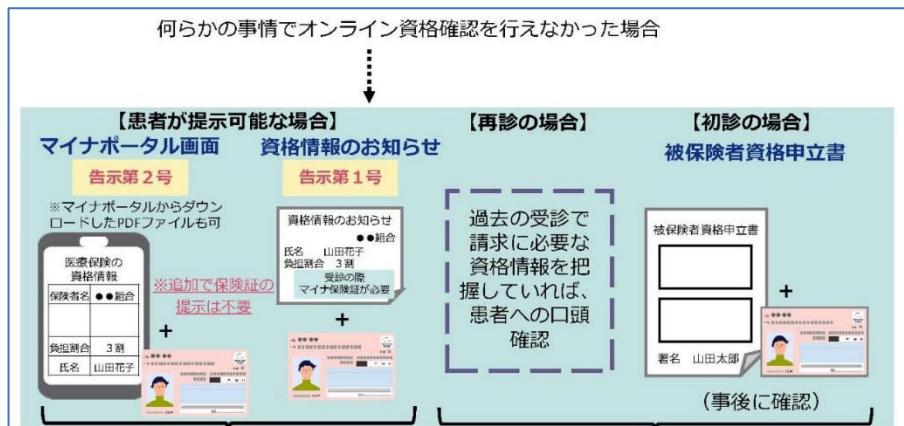
○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい、ありがとうございます。療担規則等の改正につきましては、事務局からのご提案について異論はございません。

受診時の資格確認は診療報酬の請求、審査支払いの起点となるもので、医療保険制度の適切な運営にとって非常に重要なポイントでございます。今後、マイナ保険証の利用が進むことで、資格誤りがなくなることを期待しております。

保険者も努力はしておりますが、マイナ保険証が完全に定着するまでは、しばらく時間がかかるものと想定されます。医療機関での従来の被保険者証や資格確認書で受診する患者についても、オンライン資格確認を徹底していただきますよう、ぜひお願ひいたします。

一方、先ほどご説明がありました補足資料の1ページをご覧いただきたいと思いますが、



オンライン資格確認が困難な場合の対応について、特にこの緑色の部分でございますけども、今回、新たに整理するということでもございますので、通知やQ&Aを含めまして、国民へのわかりやすさを踏まえた適切な運用をお願いいたします。私からは以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。それでは、長島委員、お願ひいたします。

○長島公之委員（日本医師会常任理事）

はい。診療側といたしましても、医療DXの基盤として大変重要なマイナ保険証の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

国、保険者、医療機関など関係者全員が一致協力して、国民の理解を丁寧に得ながら、しっかりと安心を抱いていただきながら推進する必要があると考えております。私からは以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

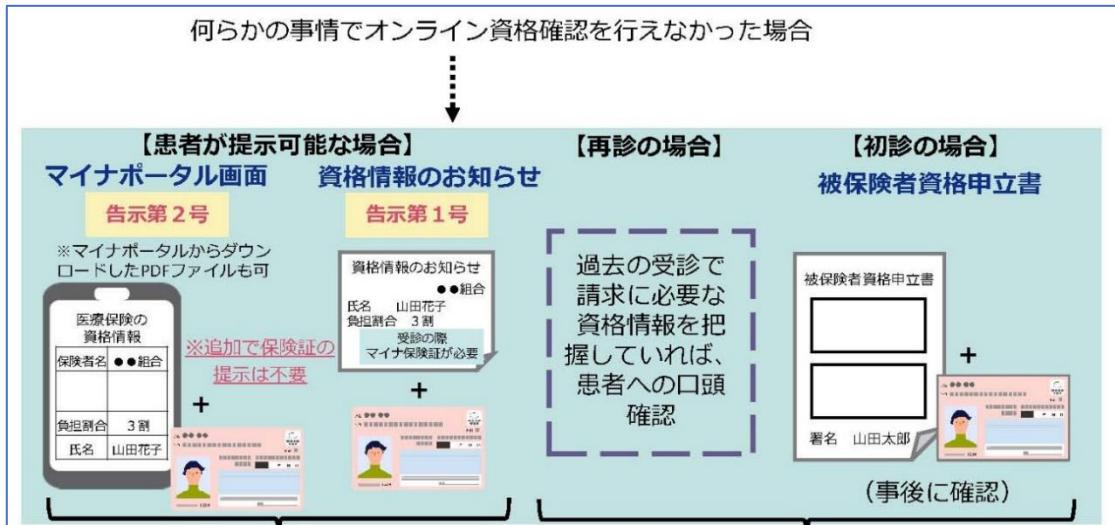
ありがとうございました。続きまして、林委員、お願ひいたします。

○林正純委員（日本歯科医師会常務理事）

はい、ありがとうございます。3ページの（2）で今回、いろいろなケースの3つの記載がございますが、

(2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法の新規制定関係

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第4号等に規定する厚生労働大臣が定める方法として、次に掲げるものを定める。
  - ・ 患者の提示する個人番号カード及び資格情報通知書
  - ・ 患者の提示する個人番号カード及び当該被保険者の保険資格に係る情報を表示したマイナポータル画面（保存したPDFを含む）
  - ・ 患者の提示する個人番号カードの利用者証明用電子証明書の有効期間が満了してから3ヶ月以内の場合、当該証明書に記録された情報を利用して当該被保険者の保険資格を確認する方法



資料「総-10-2」の補足資料2ページに、これ、わかりやすく記載されています。

ただ、この療養担当規則の改正文書におきましては、こういった全ての確認ケースが、漏れがないように、しっかりとご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、先ほどもございましたが、国民にとって、さまざまな用語が出てくると混乱が予想されますので、できるだけ、わかりやすい用語と、その具体的提示方法の周知の徹底をお願いしたいと思っております。私からは以上でございます。

#### ○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

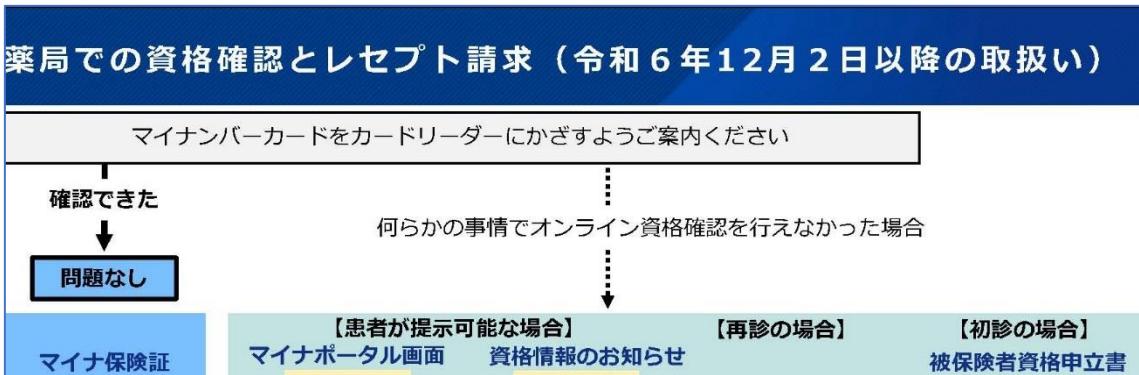
はい、ありがとうございました。続きまして、森委員、お願ひいたします。

#### ○森昌平委員（日本薬剤師会副会長）

はい、ありがとうございます。今回、示されました所要の見直しについては異論はありません。

本日を除くとですね、12月2日まであと19日間です。資格確認方法の変更については国民が困らないよう、周知を含めた対応を引き続き、お願いしたいというふうに思っています。

それから、参考資料のほうのですね、補足資料のほうの1ページ目にありますけども、



「何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合」というふうにありますけども、マイナ保険証を推進していく中でですね、システム障害とか端末エラーなど発生すると非常に現場でのモチベーションも一気に下がります。

マイナ保険証については今後もさまざまなシステム実装や活用の場の拡大が予想されますので、予見できるトラブル等については未然に防ぐことができるよう、厚生労働省とシステム開発ベンダーとの間で、より丁寧な検討と綿密な連携をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

○高町晃司委員（連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）

すいません、高町です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、高町委員、お願ひいたします。

○高町晃司委員（連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）

ありがとうございます。答申の内容とは直接関係のないことではありますが、障害者が福祉医療を受ける際に提示する障害者医療券や、難病の患者が提示する特定疾患受給者証は、今回はマイナ保険証に紐付けされないそうです。

また、顔認証システムでの本人確認の際に、視覚障害者が端末の枠内に顔を的確に映すことは大変難しく、またボタンを押すことも大変難しいと思われます。

これらの問題については対処していただけるということですが、12月の2日には間に合わないと聞いております。

このような状況を周知徹底していただき、12月2日以降も障害者が安心して医療を受けられるように配慮をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ありがとうございました。今、高町委員から、ご意見がございました。これについて事務局、いかがでしょうか。

○厚労省保険局医療介護連携政策課・山田章平課長

はい。医療介護連携政策課長でございます。高町委員からの、障害のある方、難病の方、さまざまな方々が安心して受けれるように、ということがありました。

それをしっかりと肝に銘じて進めていきたいと思います。以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。はい、池端委員、お願ひいたします。

○池端幸彦委員（日本慢性期医療協会副会長）

はい、ありがとうございます。1点、ちょっと確認をさせていただきたい。ここでの質問が適当かどうかわかりませんけども、

資格情報に関するものに関しては、資格確認書とか証明書、プッシュ式で保険者の申請によらず交付されることになってると思いますけれども、

一方で、マイナンバーカードの電子証明書の期限が切れた場合には3カ月有効とありますけど、



この期限が切れたことに対する通知等はプッシュ式で何か連絡が、各保持者に行くのかどうか。その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい。ただいまの池端委員のご質問についてはいかがでしょうか。

○厚労省保険局医療介護連携政策課・山田章平課長

はい。期限が切れる前にですね、J-LIS のほうから封書でご自宅のほうに送られることになります。はい。プッシュ式でございます。はい。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

一通り、ご意見、それから、ご質問をいただきました。

ここで、本件につきましては、これまで委員のご意見も踏まえつつ、このあと、少し休憩を挟んだ上で、「答申について」を追加の議題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、それでは、このあと、いったん休憩といたします。休憩中に事務局は答申案をご用意いただき、委員に配布していただきます。

その上で、1号側委員、それから2号側委員の皆さまはご確認をお願いいたします。

その後に会議を再開いたしまして、「答申について」を議題として、ご議論いただくようにいたします。

それでは、休憩といたします。よろしくお願ひいたします。

▼ 休憩 11:36 ~ 11:43